

PLAY TRUE

スポーツ庁委託事業
平成30年度加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会

アンチ・ドーピング規則違反事例の
概要と再発防止

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
結果管理・インテリジェンス部
片岡 彰



PLAY TRUE

本日の内容

- I 平成29年度 違反事例
- II 違反が疑われた場合の
対応
- III 居場所情報の精度向上



PLAY TRUE

I. 平成29年度 違反事例について



JADA
Japan Anti-Doping Agency

PLAY TRUE

平成29年度 事例一覧

競技者	禁止物質	資格停止
社会人(32歳)	N/A (禁止物質投与)	8年
社会人(25歳)	メタンジエノン (S1.1a 蛋白同化薬)	無し
大学生(21歳)	1,3-ジメチルブチルアミン (S6 興奮薬)	7ヶ月
大学生(19歳)	プレドニゾン (S9 糖質コルチコイド)	1年3ヶ月

※ 年齢は検査時時点

JADA
Japan Anti-Doping Agency

PLAY TRUE

禁止物質投与事例



JADA
Japan Anti-Doping Agency

PLAY TRUE

当事者

◆ 混入者

- ・32歳
- ・ジュニア時代からトップレベル、長期間日本代表
- ・2016年に一度引退するも東京2020を目指して復帰
- ・五輪出場を目指すも、北京、ロンドン、リオの3連続で出場ならず

◆ 被混入者

- ・25歳
- ・国内大会優勝多数、近年は日本代表
- ・実力急上昇中

JADA
Japan Anti-Doping Agency

背景

- ・混入競技者は東京2020を目指して競技復帰
→ 東京大会で新種目が導入されることになったため
- ・被混入競技者に実力で抜かれ、メンバーから外される
→ 混入競技者は非常にショックを受けた
- ・両競技者は、周囲からは仲が良いと思われており、
実際に代表合宿などでは同室になることも多かった



混入事実

- ・メンバーから外された混入競技者は、被混入競技者が資格停止になれば自分がメンバーになれると考えた
→ 禁止物質混入して資格停止にさせることを決意
- ・インターネット通販で蛋白同化ステロイド薬（メタンジエノン）を購入して競技会に持ち込む
- ・競技大会において、被混入競技者が競技を行っている時間を見計らい、そのドリンクを無人の更衣室に持ち込んで上記の禁止物質をドリンクに投入した
→ 被混入競技者はそのドリンクを飲んだ後、ドーピング検査を受けた



陽性検出後

- ・被混入競技者は当初より意図的な禁止物質の使用を否定し、第三者による禁止物質混入の可能性を主張した
- ・競技団体も被混入競技者の主張を尊重し、第三者混入の方向で調査するとともに警察にも被害届を提出した
- ・その後、混入競技者が競技団体に自分が被混入競技者を陥れるために禁止物質を混入したことを告白した
→これにより、本事例の全容が明らかになる



被混入競技者への処分

- ◆ 規律パネル判断
資格停止無し、競技会成績の失効
- ◆ 判断理由
被混入競技者に過誤・過失はない
 - ・日本では初めての事例であり、本人を含む関係者の予想外のことであった
 - ・ドリンクボトルを携帯して競技に臨むことは容易ではなかった
- ◆ 被混入競技者の不利益
競技会成績が失効し、また暫定的資格停止により活動できなくなつたため、日本代表選考ステップに参加できなかつた



混入競技者への処分

◆ 制裁内容

資格停止8年間

◆ 決定理由

- ・自分がメンバーに入るためには他人を陥れるという極めて悪質な動機
- ・長期的に計画を立てて実行した悪質な行為
- ・一方で真摯に反省し、自ら告白して調査にも全面的に協力した

◆ 参考

世界的にもほとんど例が無い極めて珍しい事案
→ 混入事案は友人の悪ふざけによるものが多い



まとめ1

◆ 所持品管理体制

・環境整備

競技会や練習において、ドリンクなどの所持品が安全な状態で管理される環境の整備

・選手の意識強化

「自分の身は自分で守る」意識の徹底

◆ 混入事案の危険性

・混入者の自白がなければ、混入されたことの証明は困難を極める
→ 4年間の資格停止が課される可能性が高い

・競技者の過誤、過失ありとされる可能性

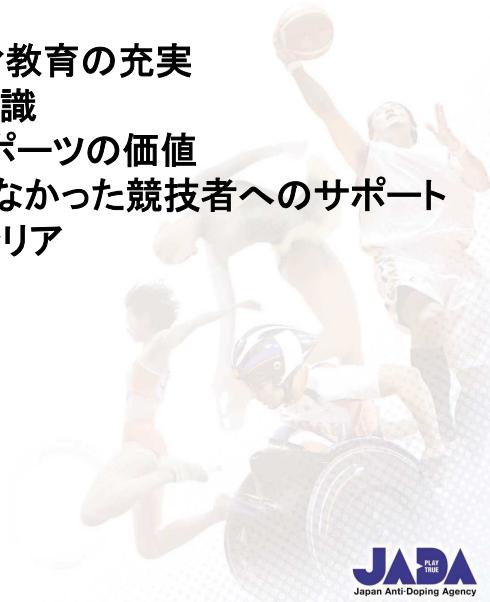
→ 容器の保存状況や摂取状況によっては、

競技者の過失ありと判断される可能性



まとめ2

- ◆ スポーツ・インテグリティ教育の充実
 - ・「フェアプレイ」の再認識
 - ・勝負だけではないスポーツの価値
 - ・最終的な勝者になれなかった競技者へのサポート
 - ・引退後のセカンドキャリア

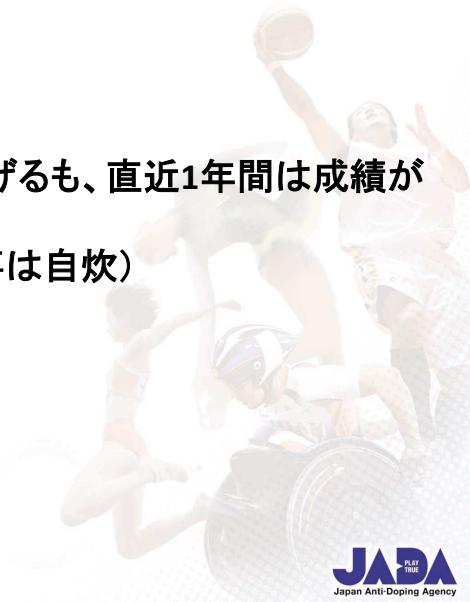


サプリメント関連事例



競技者

- ・21歳、大学4年生
- ・競技歴11年以上
- ・高校時代に全国優勝
- ・大学進学後も実力を挙げるも、直近1年間は成績が伸び悩む
- ・大学からは寮生活(食事は自炊)



JADA
Japan Anti-Doping Agency

ドーピング検査、陽性結果

- ◆ ドーピング検査
学生選手権大会 競技後にドーピング検査実施
→ 陽性結果となり、
1,3-ジメチルブチルアミン(S6.興奮薬)が検出される
- ◆ 体内侵入経路
陽性反応検出後、分析機関での分析を行い、サプリメント「ANAVITE」に当該禁止物質が含有されていたことが判明

※ ANAVITE
米国・Gaspari Nutrition社製のサプリメント
2016年の国体自転車事例もこのサプリメントが原因で違反事例が発生した(禁止物質は異なる)



PLAY TRUE サプリメント

◆ サプリメントを使い始めたきっかけ

1. 競技成績の伸び悩み

- ・1年以上記録更新がないことによる将来への
プレッシャー

2. 寄生活

- ・食事の用意は各自なため、栄養の偏りを実感

◆ 「ANAVITE」を選んだ理由

- ・マルチビタミン系のサプリ(栄養補充)
- ・国産品に比べて安価
- ・ネット検索で禁止物質の含有情報なし



PLAY TRUE 競技者への処分

◆ 規律パネル判断

資格停止 7ヶ月

◆ 判断理由

競技者に重大な過誤・過失はなし

- ・ラベル表示やインターネット検索から禁止物質含有の事実は確認できなかった(当時)
- ・ドーピング検査公式記録書にANAVITEの使用を申告している



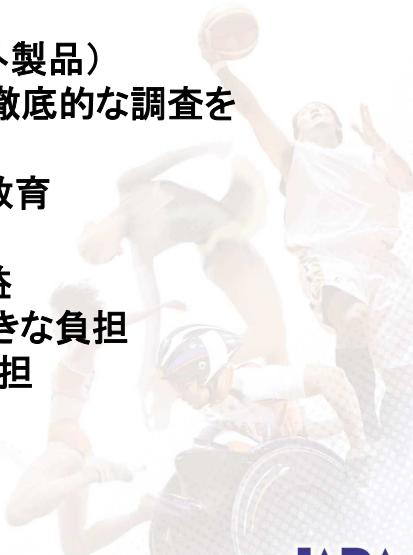
まとめ

◆ サプリメントについて

- ・本質的な危険性(特に海外製品)
- ・使うならばリスクの認識と徹底的な調査を
- ・公式記録書への記載
- ・「サプリメントに頼らない」教育

◆ 違反がもたらす大きな不利益

- ・本人および関係者への大きな負担
→精神的負担、経済的負担
- ・本人の将来への影響



JADA
Japan Anti-Doping Agency

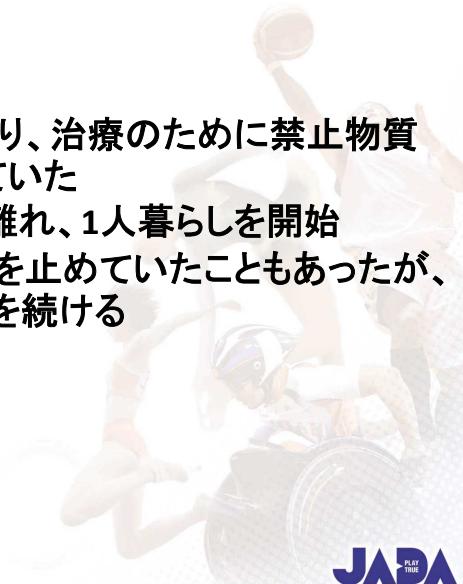
TUE申請不備事例



JADA
Japan Anti-Doping Agency

競技者

- ・19歳、大学2年生
- ・競技歴10年以上
- ・以前より疾患を有しており、治療のために禁止物質を含む処方薬を服用していた
- ・大学進学を機に実家を離れ、1人暮らしを開始
- ・大学進学後は一時服用を止めていたこともあったが、その後は継続的に服用を続ける



JADA
Japan Anti-Doping Agency

TUE申請

◆ 初回申請

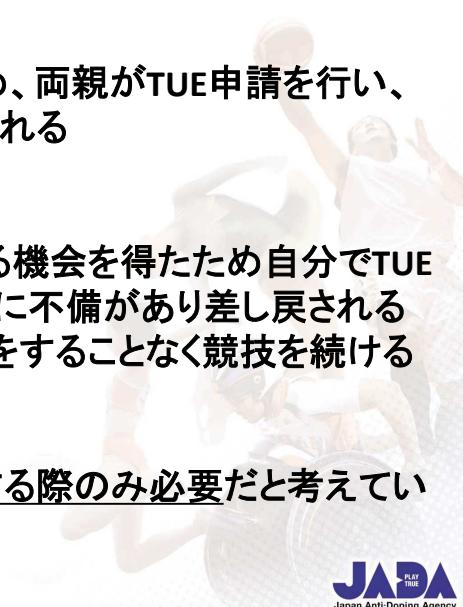
国際大会に出場するため、両親がTUE申請を行い、一定期間のTUEが承認される

◆ 大学入学後

再度国際大会に出場する機会を得たため自分でTUE申請を行うが、申請書類に不備があり差し戻される
→その後も書類の追完をすることなく競技を続ける

◆ 競技者の勘違い

TUEは国際大会に出場する際のみ必要だと考えていた



JADA
Japan Anti-Doping Agency

ドーピング検査、結果

- ◆ ドーピング検査
競技大会後にドーピング検査を受ける
- ◆ 検査時の様子
検査通告時に国内大会でもTUEが必要であることを初めて認識し、大きな動揺を示す
- ◆ 検査結果
治療薬に含まれているプレドニン(S9. 糖質コルチコイド)が検出されることによる陽性



競技者への処分

- ◆ 規律パネル判断
資格停止 1年3ヶ月
- ◆ 判断理由
競技者に重大な過誤・過失はなし
 - ・アンチ・ドーピングに関する組織的な教育を受ける環境に置かれていなかった
 - ・自分でTUE申請を行った経験がなかった
 - ・指導者やチームメイトも競技者の病気のことを知らず、周囲からの助言を受けられるチャンスがなかった



まとめ

◆ TUEの本質

TUEはあくまでも「特例」であり、規則に従った申請に基づく審査を経た承認を得て、はじめて認められる
→ そうでなければ単なる禁止物質の摄取

◆ 申請手続の重要性

JADAウェブサイト、マニュアル等を熟読し、不明な点は問い合わせる

◆ TUE事案の危険性

海外のTUE事例では、特定物質に関する違反を「意図的」と認定され、4年間の資格停止が課された事例がある



その他の 違反発生事例



市販薬の服用による違反

- ◆ メチルエフェドリンによる違反
咳止めの効能のために禁止物質の「メチルエフェドリン」を含有するかぜ薬は非常に多い
→ 複数の違反事例が継続的に発生している
- ◆ スポーツファーマシストへの相談
市販薬を買う場合、アンチ・ドーピングに関する知識を持つ「スポーツファーマシスト」に確認する
- ◆ Global DROの利用
医薬品の成分検索システム「Global DRO」で薬の成分を確認する



医師の処方薬による違反

- ◆ 禁止物質を含む処方薬による違反
処方薬にも禁止物質を含む薬は多数ある
→ 非特定物質を含む薬も多いため、さらなる注意が必要
- ◆ 医師、病院の選択
日本スポーツ協会「スポーツドクター」など、アンチ・ドーピングに関する知識ある医師に受診する
- ◆ 診察時
自分の状況(競技者、ドーピング検査の可能性等)を十分に伝え、禁止物質を含まない薬を処方するよう依頼する



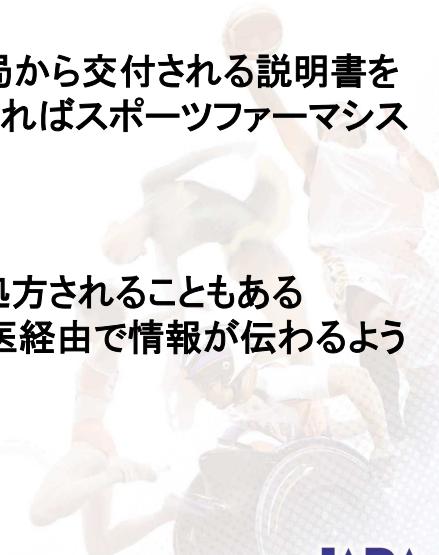
医師の処方薬による違反

◆ 処方薬説明書を確認する

処方薬を購入する際に薬局から交付される説明書を必ず確認し、不明な点があればスポーツファーマシストやGlobal DROで調べる

◆ 入院時

主治医ではない医師から処方されることもある
→ そのような場合は主治医経由で情報が伝わるように留意する



JADA
Japan Anti-Doping Agency

学生の違反事例



JADA
Japan Anti-Doping Agency

学生の違反事例数の推移

年度	件数	比率	備考
H25年度	2	29% (2/7)	うち高校生1件
H26年度	2	14% (1/7)	
H27年度	1	11% (1/9)	うち高校生1件
H28年度	2	33% (2/6)	
H29年度	2	50% (2/4)	

ここ数年で学生の違反事例の比率が上がってきている



学生の違反事例を防ぐために

◆ 推測される原因

教育が充実してきているトップ層に比べ、学生へのアンチ・ドーピング教育がなかなか浸透していない

◆ 課題

学生スポーツは活動集団数が多く、またレベル差も大きいため、質が担保された教育を行いづらい

◆ 加盟団体へのお願い

当機構の「講師養成プログラム」をご活用頂き、団体内部の講師が各学校の競技者、サポートスタッフへの教育を行うことを推奨致します。

→ 詳細は当機構 教育グループまで
お尋ね下さい



PLAY TRUE

最後に

すべてを完全に行ってはじめて
「アンチ・ドーピング」になる

少し気を抜いただけ、途中までは気をつけていた、
では結局違反が発生することになる。

1%のミスが残り99%の努力を台無しにする

アンチ・ドーピング規則違反事例の撲滅に
引き続きのご協力をお願い致します



PLAY TRUE

II. 違反が疑われた場合 の対応



初動対応

◆ 陽性反応の原因究明

- 「何が原因で禁止物質が体内に入ったか」の調査
 - 原因不明のままでは、資格停止期間(非特定物質:4年間、特定物質:2年間)の軽減が非常に難しい
 - サプリメントは分析して成分が判明することも多い

◆ 代理人弁護士選任の推奨

- ・規律パネル聴聞会での効率的な弁明、反論
- ・現在のアンチ・ドーピング規程は複雑な構成であり、理解するためには専門知識が必要
- ・メディア対応、プライバシー保護等の各種問題への対応



代理人弁護士の探し方

◆ スポーツ法関連書籍の著者

スポーツ法およびアンチ・ドーピングに関する書籍を執筆している弁護士

◆ 仲裁機構 仲裁人候補者リスト

日本スポーツ仲裁機構が公開している「仲裁人候補者リスト」から探す

◆ スポーツ法の研究団体

スポーツ法学会、各弁護士会スポーツ法研究部会等への問い合わせ

※ただし、全員がアンチ・ドーピングに詳しいわけではないことに注意



競技者側の主張すべきこと

◆ 規程に沿った主張

陽性の原因が判明していることを前提とし、競技者の過誤・過失の程度、責任、経緯等について規程に沿った主張を行うことが重要

→ 意図した違反ではない、反省している、寛大な処置をお願いします、等の主張だけでは足りない

◆ 証拠の提示

病院の診療記録、医薬品・サプリメントの購入記録、関係者の陳述書等、主張を裏付ける証拠の提示が必要

→ パッケージ、領収書などはある程度の期間保存する



サポートのお願い

◆ 加盟団体へのお願い

規程上、違反事案の対応の主体は競技者であり、競技団体の関与はあまり規定されていない

→ 動搖し、困惑している競技者のサポートを可能な範囲でお願いします。

◆ サポートできることの例

- ・原因究明、事情の整理
- ・情報収集、他団体との連携
- ・弁護士の紹介
- ・(一般公開後)メディア対応



資格停止期間中の地位

◆ 規程10.12.1

資格停止を宣言された人は、競技会や活動にいかなる立場においても参加できない

◆ 禁止される活動の具体例

- ・競技団体(傘下の団体を含む)が主催する競技大会、練習会、代表合宿
- ・所属チームの練習、練習試合、ミーティング
- ・競技団体または所属チームが主催/協賛するイベント
- ・政府機関から資金援助を受けるスポーツ活動



資格停止期間中の地位

◆ 認められる活動の具体例

- ・個人練習
- ・所属チームや競技団体の関与が無いといえるような対人練習

→ 監督、コーチが居ない、チームの練習場所ではない、チーム練習のような人数に及ばない

※ チームが練習する場所、施設を使う場合、個人資格での利用に限られる

◆ 活動の判断

規律パネルが個別の事案について禁止される活動かどうかを判断する

→ 事前に明確な判断を予測することは難しい



III. 居場所情報の精度向上について

居場所情報の精度向上

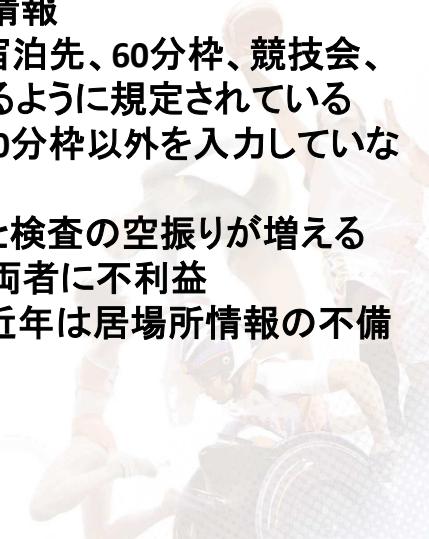
◆ RTP制度の変更

- ・この4月よりRTP/TPの二段階構成とした新RTP制度の運用開始
- ・このような多段階の区分構成のRTP制度の導入が世界的な趨勢(国際競技連盟、各国アンチ・ドーピング機関)
- ・TPには規程上の「居場所情報関連義務違反」は記録されないが、居場所情報提出の義務は変わらない
→ 義務違反の発生でRTPへの変更等

居場所情報の精度向上

◆ RTP/TPが提出する居場所情報

- ・規程、国際基準では、「宿泊先、60分枠、競技会、練習、移動」等を提出するように規定されている
→ 現状では、宿泊先と60分枠以外を入力していない競技者も居る
- ・居場所情報が不十分だと検査の空振りが増える
→ 競技者、検査実施の両者に不利益
→ 国際競技連盟(IF)も近年は居場所情報の不備に目を光らせている

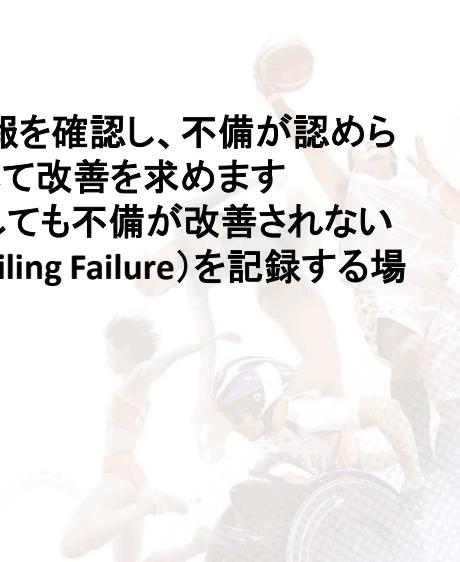


JADA
Japan Anti-Doping Agency

居場所情報の精度向上

今後はRTP/TPの居場所情報を確認し、不備が認められる場合には個別に連絡して改善を求めます

- 連絡後一定期間経過しても不備が改善されない場合、提出義務違反(Filing Failure)を記録する場合もあります



JADA
Japan Anti-Doping Agency